基監発第0711001号 平成20年7月11日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長 (契印省略)

タクシー事業に係る特定特別監視地域の指定に伴う地方運輸機関との 合同監督・監査について

タクシー事業場に対する地方運輸機関との合同監督・監査の実施については、平成20年3月19日付け基監発第0319001号「自動車運転者の労働条件確保のための地方運輸機関との合同監督・監査の実施について」等において指示したところであるが、本日、国土交通省においてタクシー事業に係る特定特別監視地域が指定されたことに伴い、当該地域を管轄する労働基準監督機関において実施するタクシー事業場に対する合同監督・監査については、上記通達に加え、下記によることとしたので、適切に実施されたい。

なお、平成 19 年 11 月 20 日付け基監発 1120001 号「タクシー事業に係る特定特別監視地域の新設に伴う地方運輸機関との合同監督・監査について」は、本通達をもって廃止する。

記

1 特定特別監視地域について

特定特別監視地域は、タクシーの供給拡大により運転者の労働条件の悪化を通じた 輸送の安全及び旅客の利便の低下を招く可能性が特に大きい地域として、概ね人口30 万以上の都市を含む一定の地域等を地方運輸局長が指定するものである。

今般、この特定特別監視地域として、別添1のとおり109地域が指定されたところである。

特定特別監視地域においては、増車を行おうとするタクシー事業者は、60日前に地 方運輸支局長に届出をすることとされ、この場合、地方運輸機関は増車前に監査(以 下「増車前監査」という。)を実施するものとしている。 なお、特定特別監視地域の指定等については、別添2のとおり国土交通省自動車交通局長より地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。)に対して通知されているので参考とされたい(増車前監査については、本通知の別紙のIIの2を参照のこと。)。

2 合同監督・監査の対象事業場について

合同監督・監査の対象事業場については、自動車運転者の労働条件の確保に問題があると認められる事業場を都道府県労働局と地方運輸支局が協議の上、決定することとしているところであり、地方運輸支局から増車前監査の対象事業場について合同監督・監査の候補として示された場合にも、適切に対処すること。

なお、当該事業場に対し合同監督・監査を行う場合であっても、原則として予告することなく実施するものであることに留意すること。

特定特別監視地域の指定地域(平成20年7月11日指定)

運輸局等	支局	特定特別監視地域 (109地域)
北海道	北海道	扎幌交通圈、小模市、函館交通圈、苫小牧交通圏、
		带広交通圈、釧路交通圈、北見交通圏、旭川交通圏
東北	青森	青森交通圏、八戸交通圏、弘前交通圏
	岩手	盛岡交通圏、花巻交通圏、一関交通圏
	宮城	仙台市、石巻市
	福島	福島交通圏、郡山交通圏、会津交通圏、いわき市
	秋田	秋田交通圏、横手市
	山形	山形交通圏
	東京	特別区·武三交通圈、北多摩交通圈、南多摩交通圏、
関東		西多摩交通圈
	神奈川	京浜交通圏、県央交通圏
	干葉	京葉交通圏、東葛交通圏
	埼玉	県北交通圏
	群馬	東毛交通圏
	茨城	水戸県央交通圏、県西交通圏
	栃木	宇都宮交通圏
	山梨	甲府交通圏
北陸信越	新潟	新潟交通图、長岡交通圏、上越交通圏、三条市A、新発田市A
	長野	長野交通圈、松本交通圏、上田市A、飯田市A
	山富	富山交通圈、高岡·氷見交通圏
	石川	金沢交通圏、南加賀交通圏
中部	静岡	静清交通圈、沼津·三島交通圈、富士·富士宮交通圏、
		藤枝•焼津交通圏、磐田•掛川交通圏
	岐阜	大垣交通圏
	福井	福井交通圏

運輸局等	支局	特定特別監視地域 (109地域)
近畿	大阪	大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏、河南B交通圏、
		泉州交通圏
	兵庫	神戸市域交通圏、姫路·西播磨交通圏
	滋賀	大津市、湖東交通圏
中国	広島	広島交通圏、呉市A、三原市
	鳥取	鳥取交通圈、米子交通圈
	島根	松江交通圈、出雲交通圏
	岡山	岡山市、倉敷交通圏、津山市
	山口	山口市、下関市、宇部市、岩国交通圏
四国	香川	高松交通圈、中讃交通圏
	徳島	徳島交通圏
	愛媛	松山交通圏、東予交通圏、今治交通圏
	高知	高知交通圏
九州	福岡	福岡交通圏、北九州交通圏、久留米市、大牟田市、
		筑豊交通圏
	佐賀	佐賀市、唐津市
	長崎	長崎交通圏、佐世保市、諫早市
	宮崎	宮崎交通圏、延岡市、都城交通圏
	熊本	熊本交通圏、八代交通圏
	大分	別府市、大分市
	鹿児島	鹿児島市、川薩交通圏、鹿児島空港交通圏、鹿屋交通圏
沖縄	沖縄	沖縄本島

(全国の営業区域の総数 644地域)

国自旅 第 208 号 平成19年11月20日 一部改正 平成20年 7月11日

各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

特定特別監視地域等において試行的に実施する 増車抑制対策等の措置について

道路運送法第8条に規定するタクシー事業に係る緊急調整措置及び同措置の発動を抑止するための予防措置である特別監視地域制度については、「緊急調整地域の指定等について(平成13年10月26日付け国自旅第102号)」により運用し、平成19年度には、試行的な措置として、特定特別監視地域等を指定し、著しい供給過剰を未然に防止するための各種施策を講じてきたところであるが、今般、平成20年度の特定特別監視地域等の指定に伴い、別紙の措置を改正することとしたので、各地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。)においては、必要となる公示の手続き等、速やかに所要の措置を講じられたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する 増車抑制対策等の措置について

I. 特定特別監視地域の指定等

1. 特定特別監視地域の指定

地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)は、次のいずれかに該当する営業区域を特定特別監視地域として指定することができるものとし、当該指定は公示により行うものとする。

- (1) 当該年度に「緊急調整地域の指定等について(平成13年10月26日付け国自旅第102号)」(以下「地域指定通達」という。)の記1(1)①又は②に基づいて特別監視地域として指定する営業区域のうち、タクシーの供給拡大により運転者の労働条件の悪化等を通じた輸送の安全及び旅客の利便の低下を招く懸念が特に大きな地域として、概ね人口30万人以上の都市を含む営業区域
- (2) 当該年度に地域指定通達の記 1 (1) ③に基づいて特別監視地域として指定する営業区域のうち、タクシーの供給拡大により運転者の労働条件の悪化等を通じた輸送の安全及び旅客の利便の低下を招く懸念が比較的大きな地域として、概ね人口 1 0 万人以上の都市を含む営業区域
- (3) 特別監視地域として指定する営業区域のうち、(1)又は(2)に準ずるものとして、 地方運輸局長が指定する営業区域

2. 指定期間等

1. の指定は、原則として、毎年9月1日を目途に3年を超えない範囲で期間を定めて指定するものとする。ただし、平成20年度の指定については、平成20年7月 11日に指定するものとする。

3. タクシー事業構造改善計画

特定特別監視地域においては、当該地域に存する一般乗用旅客自動車運送事業者を その会員とする事業者の団体に対して、次の各事項の記載を含んだタクシー事業構造 改善計画を作成させ、これを最寄りの運輸支局に提出させるものとする。

なお、当該計画の策定及び実施に当たっては、例えば、地域公共交通の活性化及び 再生に関する法律に基づく法定協議会の場を活用するなどにより、当該地域の利用者 や地方公共団体等の意見を聴取し、これらの意見を十分に反映させるものとする。

(1) 利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起に関する事項

- (2) 運転者の労働条件の改善に関する事項
- (3) 違法・不適切な経営の排除に関する事項
- (4) その他必要と認められる事項

4. 平成19年度に指定した特別監視地域等の指定の解除

地方運輸局長は、平成20年度の特別監視地域等の指定に伴い、平成19年度に指定した特別監視地域、特定特別監視地域、準特定特別監視地域及び特別重点監視地域に係る指定について解除するものとし、当該解除は公示により行うものとする。ただし、当該解除の前にした増車の届出及び新規許可申請に伴う各種措置については、なお従前の例による。

Ⅱ. 増車に関する措置

1. 増車実施の際の労働条件等に関する報告制度

特定特別監視地域において、営業区域内の一般の需要に応じることができる事業用 自動車(以下「一般車両」という。)の合計数を増加させる事業計画変更(以下「増車」 という。)であって一定数以上の車両数の増加を内容とするものを実施しようとする事 業者に対して、増車の届出の際に運転者の労働条件等に関する計画の提出を求めると ともに、増車実施から一定期間経過した後にその実績の提出を求め、計画と比較して 乖離がある場合には、必要に応じてその状況の公表や減車の勧告を行う。

(1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、原則として、地域指定をした日以降に増車の届出を受理するものから提出を求めるものとする。ただし、前年度に特定特別監視地域、準特定特別監視地域又は特別重点監視地域の指定を受けていない営業区域において、地域指定をした日から10日を経過した日までの間に増車の届出を受理するものに限り、増車の届出の際に提出することができない場合は、増車を実施するとき(当該増車の登録のとき)までの提出を求めることとする。

(2) 対象となる増車の規模

営業区域ごとの当該事業者の一般車両の合計数が、特定特別監視地域の指定時(2年以上継続して指定(準特定特別監視地域又は特別重点監視地域の指定を含む。)されている場合は、当該継続して指定された最初の指定時。)における当該事業者の一般車両の合計数(以下「基準車両数」という。)を超えることとなる増車。ただし、当該営業区域において個別に講じている施策に基づき、地方運輸局長が特別な配慮が必要と認める場合には、地方運輸局長が別途公示する車両数を基準車両数とすることができる。

(3) 増車の届出の際に提出を求める書類

増車を行う理由・その判断の根拠等、増車後における経営の見通し及び運転者の 労働条件に関する方針並びに関係指標の最近の実績と増車後の目標などを記載した 書類(別紙様式1)

(4) 増車実施時から6か月経過後に提出を求める書類

増車後の状況に関する評価、経営の見通し及び運転者の労働条件に関する方針の 達成状況並びに関係指標の実績などを記載した書類(別紙様式2)

(5) 増車後の状況の確認等

提出された(4)の書類に記載された実績が、(3)の書類に記載された計画と比較して著しく乖離し、かつ、当該運転者の労働条件等の状況に照らして安全性や利用者の利便性を損なうおそれがあると認められる場合には、当該事業者に対して減車の勧告を行うとともに、その状況について公表を行うこととする。

- (6) 限定解除申請事業者への準用
 - (1)から(5)までの措置については、業務の範囲を限定する旨の条件を付された事業者による当該条件の解除申請を伴う増車の届出について準用するものとする。
- 2. 増車届出事業者に対する事前監査制度

特定特別監視地域において、一定の増車を実施しようとする事業者について法令遵守状況の確認を行うため、増車の実施前に監査を実施し、その結果、法令遵守状況に問題がある場合には、当該事業者に対して減車の勧告を行うなどの措置を講じる。

(1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、原則として、地域指定をした日以降に増車の届出を受理するものから適用する。ただし、前年度に特定特別監視地域の指定を受けていない営業区域において、地域指定をした日から1月を経過した日までの間に増車の届出を受理するものであって、地域指定をした日の前日までに増車のための車両購入等の契約が締結されているもの(当該契約書(写)の提出がある場合に限る。)に限っては適用しないものとする。

(2) 対象となる増車

基準車両数を超えることとなる増車

(3) 事前届出書の提出時期

「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の事業計画(事業用自動車の数)変更の事前届出について(平成14年1月18日付け国自旅第153号)」(以下「増減車届出通達」という。)の記2の規定にかかわらず、増車実施予定日の60日前までに届出書を提出させるものとする。

- (4) 増車実施前の監査の実施
- ① (2)に該当する増車の届出受理後、増車が実施されるまでの間に、当該事業者に対して監査を実施することとする。

- ② 当該監査については、労働基準監督機関との合同監査により実施するよう努めるものとする。
- ③ 当該監査を実施した結果、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分(以下「車両使用停止以上の処分」という。)を課すこととなる法令違反(以下「違反」という。)が確認された場合には、当該監査終了時に当該事業者に対して、当該車両使用停止以上の処分が確定するまでの間の措置として、次の各措置を講じることとする。
 - ア. 当該増車の届出に基づく増車の実施を当面見合わせる旨の指導(増車見合わせ勧告)。
 - イ. 当該監査の結果に基づき、後日、車両使用停止以上の処分が確定した際に、 ④の減車の勧告を行う旨の通知(減車勧告処分の予告)。
 - ウ. ア及びイの指導及び通知については、運輸支局長(陸運事務所長を含む。以下同じ。)が文書により行うものとする。
- ④ 当該車両使用停止以上の処分が確定した際に、当該増車の届出による増車について、減車の手続(減車に係る事業計画変更の届出。以下同じ。)を行うよう運輸支局長が文書により指導する。(減車の勧告)
- ⑤ 当該監査を実施した結果、違反が確認された事業者であって、③及び④の措置を講じたにもかわらず、処分の確定の日から1月を経過した日までの間に減車の手続を行わない事業者に対しては、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成14年1月7日付け国自総第414号・国自旅第139号・国自整第74号)」に定めるところにより、その後の違反行為に係る処分日車数を4倍に加重することとする。
- ⑥ 増車を実施した事業者に対しては、違反の有無にかかわらず、定期的に繰り返し監査を実施することとする。
- (5) 運転者確保状況及び実働率の調査
- ① (2)に該当する増車の届出受理後、増車が実施されるまでの間に、当該事業者に対して、一般車両に係る運転者の確保状況及び実働率を調査することとする。
- ② 当該調査を実施した結果、一般車両に係る運転者の確保状況又は実働率が次の 基準を下回る場合には、増車が実施されるまでの間に当該事業者に対して、当該 増車の届出に基づく増車の実施を当面見合わせるよう運輸支局長が文書により指 導する。(増車見合わせ勧告)
 - ア. 一般車両に係る運転者の確保状況 1両当たり1. 5人。ただし、地域の標準的な運転者数を勘案して地方運輸局長が公示した場合には、その人数とする。
 - イ. 一般車両に係る実働率 80%。ただし、地域の標準的な実働率を勘案して 地方運輸局長が公示した場合には、その率とする。
- ③ 当該増車の届出による増車が実施された場合には、減車の手続を行うよう運輸

支局長が文書により指導する。(減車の勧告)

(6) 限定解除申請事業者への準用

(1)から(5)までの措置については、業務の範囲を限定する旨の条件を付された事業者による当該条件の解除申請を伴う増車の届出について準用するものとする。

3. 基準車両数内の増車に対する監査の特例

特別監視地域(特定特別監視地域を含む。以下同じ。)においては、基準車両数を超えることとならない増車については、増車実施事業者への巡回監査(以下「増車監査」という。)の対象としないこととする。

(1) 実施地域及び適用開始時期

特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日以降に増車の届出を受理するものから適用する。

(2) 増車実施事業者に対する監査の特例措置

地域指定通達の記4(1)及び「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて(平成14年1月17日付け国自総第423号、国自旅第148号、国自整第146号)」(以下「監査細部取扱通達」という。)の記1(2)⑥の規定にかかわらず、基準車両数から一旦減車を行った後に基準車両数までの増車を行う場合は、当該減車の規模及び期間にかかわらず増車監査の対象としないこととする。

4. 一定規模以上の減車に対する監査の特例

特定特別監視地域においては、減車により基準車両数を地方運輸局長が公示する基準以上下回っている事業者(Ⅲ. 2. による引き上げ前の最低車両数基準を下回っている事業者を除く。)に対し、原則として、巡回監査、呼び出し監査及び呼び出し指導(以下「巡回監査等」という。)の対象としないこととする。

(1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日以降に減車の届出を受理するものから適用する。

(2) 減車実施事業者に対する監査の特例措置

監査細部取扱通達の記1(2)③、(3)⑤及び(4)の規定にかかわらず、減車により基準車両数を地方運輸局長が公示する基準以上下回ることとなった事業者については、巡回監査等の対象としないこととする。

Ⅲ. 新規参入に関する措置

1. 新規許可事業者に対する労働条件等に関する報告制度

特定特別監視地域において、新規許可を受けようとする者(業務の範囲を限定する旨の条件を付された許可を受けようとする者を除く。以下同じ。)に対して、新規許可

申請の際に運転者の労働条件等に関する計画の提出を求めるとともに、運輸開始後の 一定期間経過後にその実績の提出を求め、計画と比較して乖離がある場合には、必要 に応じてその状況の公表や是正の勧告を行う。

(1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、原則として、地域指定をした日以降に申請を受理するものから提出を求めるものとする。ただし、前年度に特定特別監視地域、準特定特別監視地域又は特別重点監視地域の指定を受けていない営業区域において、地域指定をした日から10日を経過した日までの間に申請を受理するものに限り、申請時に提出することができない場合は、許可処分時までの提出を求めることとする。

(2) 新規許可申請の際に提出を求める書類等

新規参入を行う理由・その判断の根拠等、運輸開始後の経営の見通し及び運転者 の労働条件に関する方針並びに関係指標の参入後の目標などを記載した書類(別紙 様式3)を求めるものとする。

(3) 運輸開始時から6か月経過後に提出を求める書類

運輸開始後の状況に関する評価、経営の見通し及び運転者の労働条件に関する方 針の達成状況並びに関係指標の実績などを記載した書類(別紙様式4)

(4) 運輸開始後の状況の確認等

提出された(3)の書類に記載された実績が、(2)の書類に記載された計画と比較して著しく乖離し、かつ、当該運転者の労働条件等の状況に照らして安全性や利用者の利便性を損なうおそれがあると認められる場合には、当該事業者に対してその是正の勧告を行うとともに、その状況について公表を行うこととする。

(5) 営業区域を拡大する事業者への準用

(1)から(4)までの措置については、営業区域の拡大に係る事業計画変更認可申請について準用するものとし、この場合においては、「許可処分時」とあるのは「認可処分時」と、「新規許可申請」とあるのは「営業区域拡大に係る事業計画変更認可申請」と、「新規参入」とあるのは「営業区域拡大」とそれぞれ読み替えるものとする。

2. 新規参入に係る最低車両数基準の引き上げ

特定特別監視地域において、新規許可を受けようとする者に対しては、新規許可基準のうち、最低車両数に係る基準を引き上げることとする。

(1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日から1月を経過した日以降に申請を受理するものから適用する。ただし、前年度に特定特別監視地域又は特別重点監視地域の指定を受けている営業区域において、地域指定をした日から1月を経過した日の前日までの間の最低車両数に係る基準の適用については、

なお従前の例による。

(2) 新規許可に係る最低車両数基準

「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の申請に対する処理方針(平成13年8月29日付け国自旅第72号)」(以下「処理方針通達」という。)の別紙の1.(4)①の規定にかかわらず、原則として、次の基準によるものとする。

- ① 東京特別区又は政令指定都市を含む営業区域 40両
- ② 概ね人口30万人以上の都市を含む営業区域 30両
- ③ その他の営業区域 20両
- (3) 営業区域を拡大する事業者への準用
- (1) 及び(2) の措置については、営業区域の拡大に係る事業計画変更認可申請について準用するものとする。
- (4) 限定解除への準用
- (1) 及び(2) の措置については、業務の範囲を限定する旨の条件を付された事業者 による当該条件の解除申請について準用するものとする。

3. 社会保険等未加入事業者に対する処分等

特定特別監視地域において、新規許可を受けようとする者に対しては、運輸開始までに健康保険及び厚生年金(以下「社会保険」という。)並びに労働者災害保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険(以下「労働保険及び雇用保険」を「労働保険」と、「社会保険及び労働保険」を「社会保険等」という。)に加入する旨の条件を付し、未加入事業者に対しては行政処分等を行うこととする。

なお、(5)の関係機関への照会については、具体的な照会手続等に関し、本省と関係 省庁との間で引き続き協議が必要なため、照会開始時期は別途通知する。

(1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日以降に申請を受理するものから適用する。

- (2) 新規許可に係る法令遵守に関する基準
 - 処理方針通達の別紙の1. (10)及び(12)の規定については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ① (10)法令遵守について、①及び②の規定のほか、社会保険等加入義務者が社会 保険等に加入することを加える。
 - ② (12) 適用について、①及び②の規定のほか、運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すことを加える。
- (3) 運輸開始届出時の確認

運輸開始開始届出書を受理する際においては、次のとおり確認を行うこととする。

- ① 「(健康保険・厚生年金保険)新規適用届(写)」及び「労働保険/保険関係成立届(写)」(以下「確認書類」という。)を添付させ、運輸開始日から社会保険等に適正に加入していることの確認を行う。
- ② 運輸開始届出書に確認書類の添付がない場合は、事業者に対し加入状況を確認した上で、運輸開始届出書を受理する。

(4) 巡回監査等の実施

運輸開始届出書を受理する際に確認書類がなく、運輸開始日から社会保険等への 適正な加入が認められない場合は、巡回監査等を実施することとする。監査の結果、 社会保険等の未加入が確認された場合は、行政処分等の基準に基づき処分等を行う ことを事業者に通知することとする。

(5) 関係機関への照会

巡回監査等の結果、社会保険等の未加入が確認された場合には、地方運輸局長又 は運輸支局長は、次のとおり社会保険等の未加入状況について照会することとする (地方運輸局長が照会する場合には、管轄運輸支局長を経由して行う。)。

- ① 社会保険については、関係地方社会保険事務局長(地方社会保険事務局保険主管課)に対して、別紙様式5により行う。
- ② 労働保険については、関係都道府県労働局長(都道府県労働局総務部(労働保険徴収部)労働保険徴収主務課室及び職業安定部職業安定主務課)に対して別紙様式6により行う。

(6) 行政処分等

社会保険等関係機関に対して社会保険等の未加入状況について照会し、未加入である旨の回答を得た場合は、道路運送法第86条第1項違反として、行政処分等の基準に基づき処分等を行うこととする。

なお、未加入事業者に対して行政処分等を行った場合は、当該処分結果について、 速やかに関係機関に連絡することとする。

4. 新規許可前の現地確認

特定特別監視地域において、新規許可を受けようとする者に対しては、可能な限り 現地確認を行うこととする。